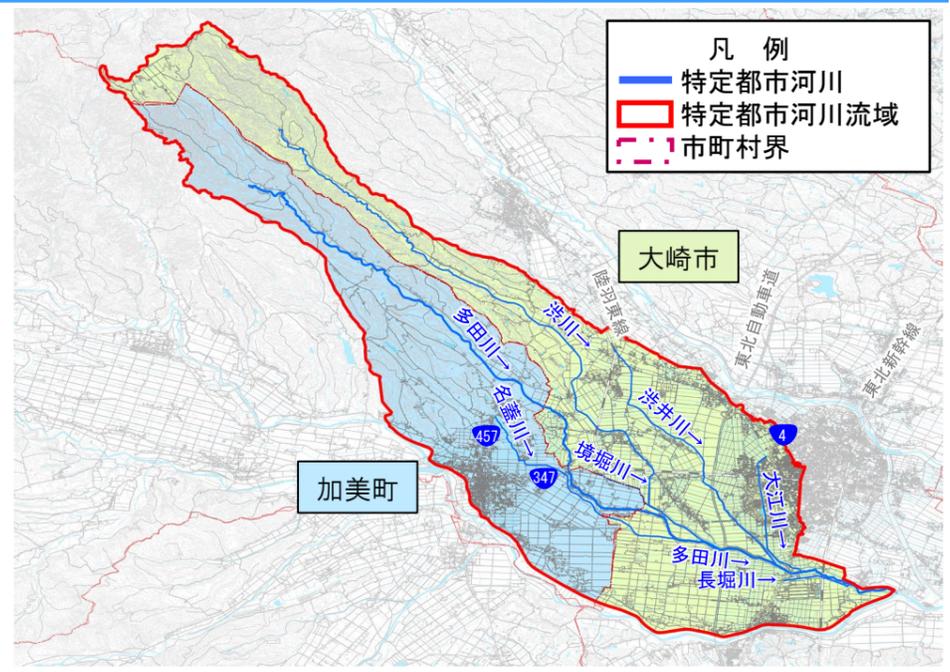


特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための**許可が必要**となります

許可が必要な雨水浸透阻害行為とは、現在の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為で、その面積が**1,000m²以上**のものが該当します。

特定都市河川流域において雨水浸透阻害行為を行う場合、宮城県知事の許可が必要となり、行為前の流出雨水量より増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられます。



多田川特定都市河川流域図

田畑や原野を、宅地や舗装された道路、資材置場、駐車場にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。

■対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

- 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更
- 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置
- ローラー等により土地を締め固める行為
- 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）

「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
 「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

■対策工事の例

雨水を貯留・浸透させる対策が必要になります

透水性舗装

雨水タンク

雨水浸透ます

雨水浸透阻害行為の許可申請の受付窓口

多田川流域内：宮城県土木部河川課 TEL：022-211-3173
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/usuishintousogaikoui.html>

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、 多田川流域を「特定都市河川」および 「特定都市河川流域」に指定します

宮城県内にある多田川流域は、これまで幾度となく水害に悩まされてきた地域であり、近年では、平成27年9月洪水（平成27年9月関東・東北豪雨）、令和元年10月洪水（令和元年東日本台風）、令和4年7月洪水により多田川の支川である渋井川や渋川、名蓋川等で堤防が決壊するなど、甚大な被害が発生しています。

今後、さらに気候変動の影響による、水災害の頻発化・激甚化が予想されることを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体での浸水被害対策を組み合わせた「流域治水」の考え方に基づく対策が必要です。



平成27年9月洪水（平成27年9月関東・東北豪雨）による浸水状況

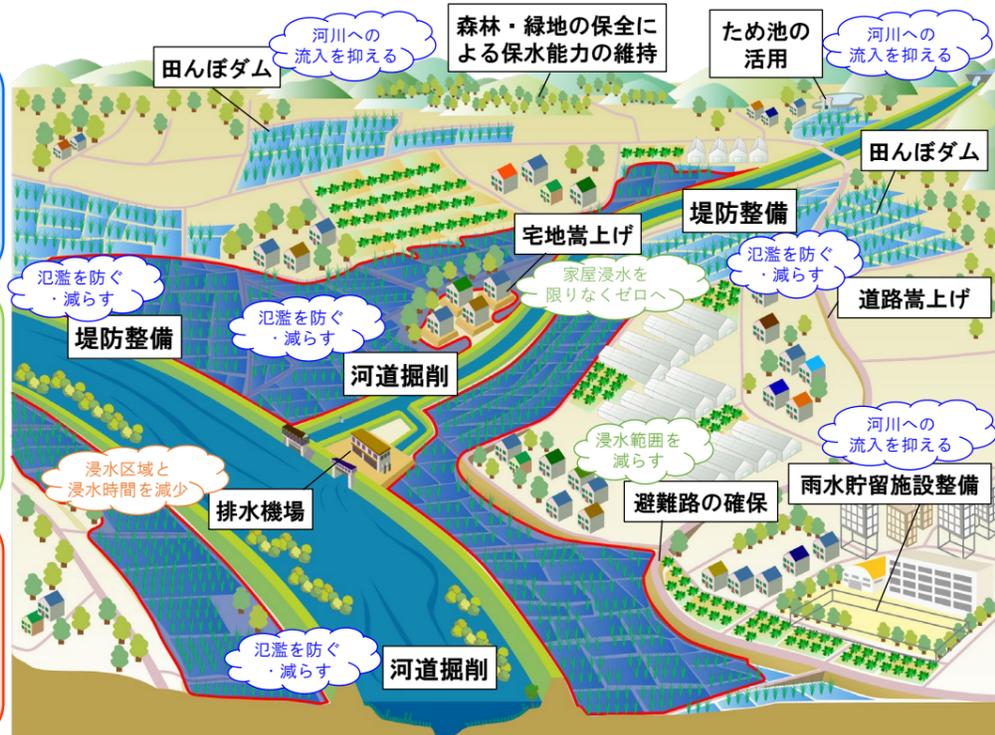


令和元年10月洪水（令和元年東日本台風）による浸水状況

多田川流域の「流域治水」イメージ

特定都市河川に指定されると、河川整備が加速するとともに、水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算・税制等も活用し、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**
 河道掘削、堤防整備、田んぼダム、ため池の活用、雨水貯留機能の拡大等
- ② 被害対象を減少させるための対策**
 リスクの低いエリアへ誘導/住まい方の工夫、浸水範囲を減らす（宅地嵩上げ、避難路の確保）等
- ③ 被害の軽減早期復旧・復興の対策**
 氾濫水を早く排除する（排水機能の強化）、防災知識（マイ・タイムライン等）の普及・促進等



鳴瀬川水系多田川流域の概要



多田川流域

特定都市河川指定区間
 河川区間：鳴瀬川水系多田川等の計7河川
 流域面積：約126km²
 (大崎市の一部、加美町の一部、)

特定都市河川指定河川 (多田川流域)
 多田川・長堀川・大江川・渋井川・渋川・境堀川・名蓋川

- 凡例
- 多田川流域界
 - 直轄管理河川
 - 県管理河川
 - 行政区域

